

宮部龍彦 様

先日いただきましたメールについて、知事から人権施策推進課より回答するよう指示がありましたので、次のとおりご返事いたします。

はじめに、質問1については、各市町の判断によるものです。

次に、質問2の提供先は、財団法人滋賀県人権センターです。

次に、質問3については、まず、えせ同和行為とは同和問題を口実に不当な要求をする行為であり、その相談窓口は各地方法務局や各警察署に設置されています。

また、部落解放同盟滋賀県連合会は、県内の同和地区を従前から把握しております。

なお、同和対策の特別措置は、県では現在実施しておりません。

次に、質問4については、県情報公開条例第6条(1)の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、お答えできません。

最後に、質問5については、差別事件報告会の資料に関する質問であり、差別事件には当たらないと考えます。

平成20年6月12日

滋賀県県民文化生活部人権施策推進課長

(電話：077-528-3530)